

敦賀市公告第16号

第3期敦賀市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査及び計画策定支援等業務委託公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月10日

敦賀市長 米澤光治

- 1 業務名
第3期敦賀市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査及び計画策定支援等業務委託
- 2 業務内容
別添の第3期敦賀市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査及び計画策定支援等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- 3 業務履行期間
契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで
- 4 提案上限額
7,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
※この金額は、見積徴収時の予定価格となるものではない。
※見積額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。
- 5 応募資格
本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者で、別添の第3期敦賀市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査及び計画策定支援等業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に従い企画提案書類を提出した者とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本公告の日から契約締結の日までの間、いずれの日においても指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(6) (5)に掲げる者から委託を受けた者ではないこと。

(7) 子ども・子育て支援法の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査及び計画策定支援業務又はこれに類する行政計画策定に関する支援業務を受託した実績を有する者であること。

6 募集要項等の配布期間等

(1) 配布期間 令和6年4月10日（水）から令和6年4月23日（火）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 配布方法 9に記載の場所で配布する（配布時間は、午前8時30分から午後5時まで。）。また、市ホームページにおいても公開する。

7 企画提案書類の提出期限及び提出方法

(1) 提出書類 募集要項の定めによる。

(2) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

(3) 提出期限 令和6年4月23日（火）午後5時

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送による提出は必着）

なお、提出期限経過後の書類の追加又は訂正は認めない。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和6年4月10日（水）から令和6年4月16日（火）午後5時まで

(2) 質問方法 質問書（様式第7号）を電子メールにより提出すること。電話での質問は認めない。

(3) 回答方法 令和6年4月19日（金）午後5時までに敦賀市のホームページ上で随時公開する。

9 書類の提出先及び問合せ先

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市福祉保健部子育て政策課

電話番号：0770-22-8125

FAX番号：0770-22-8168

電子メールアドレス：kosodate-seisaku@ton21.ne.jp

10 その他

この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、募集要項及び仕様書による。